

# インターネット、 きちんと使えていますか？

## 子どもが保護者に内緒でゲーム課金

ある日クレジットカードの利用明細に、ゲームアイテム購入など20万円程の請求が上がっていることに気付きました。業者に問い合わせると、中学2年生の子どもが自分のスマホから、保護者のクレジットカードを使って課金していたことが分かりました。

このような事例は「未成年者取消」の交渉ができますが、保護者のクレジットカードの管理責任を問われることもあります。子どもがスマートフォンを使うにあたり、保護者側で課金制限をかけるなどの配慮をしていれば、この種のトラブルは防げるといえます。課金の方法は、クレジットカード決済だけでなく、保護者の財布から現金を持ち出しコンビニで電子マネーを買っての課金や、携帯の通信料と共に支払うキャリア決済の利用などもあります。保護者は、クレジットカードだけではなく、金銭全般についても適切に管理する必要があります。



## ネットショッピングのリスク

近年、ネットショッピングによって、さまざまなリスクが発生しています。代表的なトラブルを紹介します。

①「お試し」という表示を見て、サプリメントを申し込んだら、高額な定期購入でした。

「定期購入」のトラブルは、申込時の画面に、「定期購入であること・総額の表示」などがなかった場合、解約交渉が可能になることがあります。

②ブランドのバッグが格安だったので申し込み、代金前払いで業者の口座に振り込んだ後、連絡が取れなくなり、商品も届きません。業者との連絡手段はメールのみで、自動返信しか来ません。

「商品未着」のトラブルでは、業者と連絡が取れないのであれば、解決が難しい場合がほとんどです。



## ネットショッピングの注意点

ネットショッピングは、通信販売でありクーリング・オフ(\*)できず、簡単に解約することはできません。ネット通販利用時は、以下のことに気を付けましょう。

☆割引率が大きかったり、他のショップでは品切れの商品が販売されていたりする場合は、「訳ありではないか」と疑いの目を持つ。

☆画面の表記や言葉使いに不自然さがないか、しっかり確認する。

☆返品や解約に関する条件を、申込前にきちんと確認する。

☆メールアドレス、電話番号、所在地の表記がある業者かなど、様々な角度から注文品や価格や業者について検討してから契約する。

万一トラブルにあった場合は、居住地の消費生活センターに相談し解決をサポートしてもらいましょう。

\*クーリング・オフ…消費者が申し込みや契約をした場合でも、一定の期間に限り契約を無条件で解除できる制度です。訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ち的な勧誘を受けやすい取引には、法律でクーリング・オフが定められています。法律で定められているほか、業者が自主的に定めている場合もあります。

